

別表

開示請求 項番	諮問 番号	請求内容	決定日	決定内容	諮問日	対象公文書、非開示部分、 非開示理由、却下理由	実施機関の主張
				主務課			
1	1131	知事等の高額な出張費・宿泊費問題や豊洲市場移転問題等で都政の信用失墜を招いた都の管理職を選定したことに関しての東京都総務局人事部の人事業務担当部署としての責任の所在の検討・処分行為等に関連する全ての情報・文書（規定等を含む）	平成 29年 12月 19日	非開示 (不存在) 総務局 総務部 人事課	平成 30年 2月 13日	<非開示理由> 請求に係る公文書については、実施機関は作成及び取得しておらず、存在しない。	請求に係る公文書については、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。
2	1175	都庁第一本庁舎の高層階用エレベータの利用に際して、「本来の利用者である3階等から36階（32階以上の階）までの移動者よりも、本来利用対象となっていない1階から16階もしくは25階までの利用者を優先すべき」という趣旨の発言を平成〇年〇月〇日の面談時に行った、〇〇課長である〇〇氏の当該主張の正当性を説明できる主要な文書（規定集、通達などの根拠資料）	平成 30年 3月 22日	非開示 (不存在) 会計管理局 管理部 総務課	平成 30年 7月 9日	<非開示理由> 当該請求に係る公文書を作成及び取得しておらず、存在しない。	請求人のいう都庁第一本庁舎の高層階用エレベーターの利用に際して、「本来の利用者である3階等から36階（32階以上の階）までの移動者よりも、本来利用対象となっていない1階から16階もしくは25階までの利用者を優先すべき」という趣旨発言を平成〇年〇月〇日の面談時に行った、〇〇局〇〇課長である〇〇氏の当該主張の正当性を証明できる主要な文書（規定集、通達などの根拠書類）は、作成及び取得していないことから存在せず、また、請求内容を「高層階用エレベーターについて低中層階の利用を禁じる規定、通達」と解釈した場合であっても、当該の規定、通達は現に存在しない。
3	1176	〇〇の名誉を著しく傷つける文言を新たに使用したという事案に関して、このような機密性の高い文書の管理方法が確認できる主要な文書（規定集、通達など）。	平成 30年 3月 22日	却下 会計管理局 管理部 総務課	平成 30年 7月 5日	<対象公文書> ・ 東京都文書事務の手引 ・ 東京都文書管理規則 ・ 東京都文書管理規則の解釈及び運用について <却下理由> 請求に係る公文書については、東京都例規集データベース（東京都文書事務の手引を除く）、都民情報ルーム（第一本庁舎3階）、都立図書館等で閲覧が可能であり、開示対象外である。【情報公開条例18条2項に該当】	開示請求対象として特定した公文書については、東京都例規集データベース（東京都文書事務の手引を除く）、都民情報ルーム（第一本庁舎3階）、都立図書館等で閲覧が可能であり、開示対象外である。審査請求人は情報公開条例18条2項より却下を行う場合、該当する具体的な規定を記載する等の追加的な情報提供の必要性を主張するが、東京都情報公開事務取扱要綱の内容を踏まえると、「公文書の件名」欄は、当該公文書の件名を記入することで、「却下の理由」欄は、情報公開条例18条2項に該当する旨及び都の図書館等の施設で閲覧可能である旨を記載することで、それぞれ、記載内容としては十分である。情報公開条例18条の趣旨は、法令等による閲覧制度や閲覧・貸出を目的とする施設における閲覧・貸出制度などの制度との調整を図るものであり、却下とした場合に文書内の請求に該当する具体的な箇所を教示することまでは求められていない。

4	1177	〇〇の名誉を著しく傷つける文言を新たに使用したという事案に関して、一般職員も目にする可能性が高い本件開示決定通知書にこのような文言を使用することが社会通念上合理的であると判断できる主要な文書（規定集、通達など）。	平成 30年 3月 22日	却下	平成 30年 7月 5日	<対象公文書> ・ 東京都文書事務の手引 ・ 東京都公文規定 ・ 東京都公文規程施行細目 <却下理由> 請求に係る公文書については、東京都例規集データベース（東京都文書事務の手引を除く）、都民情報ルーム（第一本庁舎3階）、都立図書館等で閲覧が可能であり、開示対象外である。【情報公開条例第18条第2項に該当】	開示請求対象として特定した公文書については、東京都例規集データベース（東京都文書事務の手引を除く）、都民情報ルーム（第一本庁舎3階）、都立図書館等で閲覧が可能であり、開示対象外である。 審査請求人は情報公開条例18条2項より却下を行う場合、該当する具体的な規定を記載する等の追加的な情報提供の必要性を主張するが、東京都情報公開事務取扱要綱の内容を踏まえると、「公文書の件名」欄は、当該公文書の件名を記入することで、「却下の理由」欄は、情報公開条例18条2項に該当する旨及び都の図書館等の施設で閲覧可能である旨を記載することで、それぞれ、記載内容としては十分である。情報公開条例18条の趣旨は、法令等による閲覧制度や閲覧・貸出を目的とする施設における閲覧・貸出制度などの制度との調整を図るものであり、却下とした場合に文書内の請求に該当する具体的な箇所を教示することまでは求められていない。
				会計管理局 管理部 総務課			
5	1180	自身は何の制約もなく13時00分まで昼休憩を取得した〇〇担当の〇〇・〇〇が、13時00分過ぎに会議室で昼休憩をとっていた〇〇を同所から追い出して、〇〇の昼休憩が大幅に制約されたというやりとりに端を発した平成〇年〇月〇日のトラブルについて、他人の休憩時間のみを大幅に制約する（自身は何の制約もなくフルに昼休憩を取得した）という対応を行った〇〇・〇〇両職員の〇〇で〇〇な対応の正当性を説明できる（当該対応の正当性の根拠となる）主要な公文書（規定集、通達などの根拠資料で条例等の場合は該当する規定の条文番号を具体的に特定して開示することも求めておく）	平成 30年 5月 24日	非開示 (不存在)	平成 30年 7月 18日	<非開示理由> 当該開示請求にかかる公文書は存在しないため	請求人の言う「〇〇・〇〇両職員の対応の正当性を説明できる公文書」は、現に存在しておらず、開示することができないことから、非開示としたものである。
				会計管理局 管理部 公金管理課			

6	1213	<p>〇〇局内において不公正な人事（職員の昇任が、〇〇な管理職等により長年不当に抑制されているパワハラ人事）が実施・継続されている件について、これらの行為は地方公務員法第23条（人事評価の公正性が規定されている）違反であるにもかかわらず、都側（〇〇局管理職等）がこれらの行為を正当化していることについての社会的合理性が確認できる主要な文書（規程集、通達などの根拠資料）</p> <p>なお、上記規則等の開示にあたっては、該当する規定（条文番号等）を具体的に特定して開示手続をすることを求めている。</p>	平成30年5月31日	非開示 (不存在)	平成30年10月11日	<p><非開示理由> 請求内容に係る文書は作成及び取得しておらず、存在しないため</p>	<p>請求人のいう「不公正な人事を正当化することについての社会的合理性が確認できる公文書」は、作成・取得していない。</p>
				会計管理局 管理部 総務課			
7	1214	<p>個人情報の取扱いに係る苦情申立てを解決するための「適切な対応」は、東京都個人情報の保護に関する条例第23条に規定されている重要事項なのに、これに関する文書を作成しないという社会的合理性に極めてかける対応を都側（〇〇局の管理職等）が行うことが正当化されるのを説明できる全ての公文書（規程・手引き等）。</p> <p>なお、対象文書が法令等になるときは、具体的に当該法令等の条文番号を特定して開示するよう求めている。</p>	平成30年6月14日	非開示 (不存在)	平成30年10月17日	<p><非開示理由> 請求内容に係る文書は作成及び取得しておらず、存在しないため</p>	<p>請求人のいう「社会的合理性に極めてかける対応を都側（〇〇局の管理職等）が行うことが正当化されるのを説明できる全ての公文書（規程・手引き等）」は存在しない。</p>
				会計管理局 管理部 総務課			

8	1217	平成30年4月1日から本件開示請求申請日（平成〇年〇月〇日）の間までに発生した会計管理局公金管理課の基金業務における〇〇銀行との取引（定期性預金の設定等）に係る全ての公文書	平成30年6月19日	非開示（存否応答拒否）	平成30年10月24日	<p><非開示理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公金の預金先金融機関については、都が健全性が高いと判断した金融機関のみを対象としている。 ・本件は、特定の金融機関との取引状況を求める請求である。 ・開示請求に係る公文書が存在しているか否かを回答することは、都が特定の金融機関と取引があるかないかを明らかにすることとなる。 ・この場合、取引がある金融機関は、健全性が高いと判断していることになるが、同様な開示請求を継続的に受けた場合、預金先から外れた金融機関については、予期せぬ風評や影響を誘発して、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるおそれがある。 <p>【情報公開条例7条3号に該当】 このため、情報公開条例10条の規定により、当該公文書の存否を明らかにしないで非開示とする。</p>	<p>公金の預金先金融機関については、都が健全性が高いと判断した金融機関のみを対象としている。本件請求に係る公文書が存在しているか否かを回答することによって、都と特定の金融機関の有無が明らかになり、都と取引がある金融機関は、健全性が高いと判断していることになる。同様の開示請求を継続的に受けた場合、預金先から外れた金融機関については、予期せぬ風評や影響を誘発して、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるおそれがある。以上により、情報公開条例7条3号及び10号に該当し、その存否を明らかにせず、非開示とする。</p> <p>審査請求人は審査請求書において、「〇〇の静かな場所（会議室）で平穩に昼休憩をとる権利を侵害しており、その対応の妥当性を判断するために取引情報を公にする必要がある。」ことから、情報公開条例7条3号のハ「事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他都民の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」に該当すると主張しているが、東京都東京都情報公開条例の施行について（通達）において、「法人等又は事業を営む個人の事業活動により、消費生活その他都民の生活を侵害し、又は侵害するおそれがある情報が記録されている公文書は、消費生活その他都民の生活を保護するために開示しなければならないとする趣旨である。」と解釈されており、該当しない。</p>
				会計管理局 管理部 公金管理課		<p><公文書の件名></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 減債基金外2基金に係る資金の異動及び定期性預金の設定について 2 社会資本等整備基金外1基金に係る資金の異動及び定期性預金の設定について <p><非開示部分及び非開示理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・為替予約付外貨預金の個別具体的な取引内容に関する情報 ・具体的な取引内容に関する情報が明らかとなれば、金融機関等の事業運営上の地位等の損失が著しく、その正常な経済活動が阻害されるおそれや、予期せぬ風評や影響を誘発することにより、金融情勢を乱し、都が行う公金管理にも支障をきたすおそれ、また、都民の生活に多大な影響を与えるおそれがあるため <p>【情報公開条例7条6号に該当】</p>	<p>為替予約付外貨預金の個別具体的な取引内容に関する情報が明らかとなれば、金融機関等の事業運営上の地位等の損失が著しく、その正常な経済活動が阻害されるおそれや、予期せぬ風評や影響を誘発することにより、金融情勢を乱し、都が行う公金管理にも支障をきたすおそれがあるため、情報公開条例7条6号に該当することから、一部非開示とした。</p> <p>審査請求人は審査請求書において、情報公開条例7条6号のイ～へのどの事由に該当するのかが記載されておらず、このような非開示規定の曖昧な適用により請求公文書のほとんどが開示されないのは、許されないと主張しているが、東京都情報公開条例の施行について（通達）において、「当該事務又は事業における公にすることによる支障は、イ～へまでに限定されるものではない。したがって、公にすることにより支障が生ずる場合には、『当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ』がある限り非開示とされる。」と解釈されており、選択する必要はない。</p>
9	1218	公金管理課基金業務における平成29年度に実施した為替予約付外貨預金の設定取引に係る全ての公文書	平成30年6月19日	一部開示	平成30年10月24日	<p><公文書の件名></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 減債基金外2基金に係る資金の異動及び定期性預金の設定について 2 社会資本等整備基金外1基金に係る資金の異動及び定期性預金の設定について <p><非開示部分及び非開示理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・為替予約付外貨預金の個別具体的な取引内容に関する情報 ・具体的な取引内容に関する情報が明らかとなれば、金融機関等の事業運営上の地位等の損失が著しく、その正常な経済活動が阻害されるおそれや、予期せぬ風評や影響を誘発することにより、金融情勢を乱し、都が行う公金管理にも支障をきたすおそれ、また、都民の生活に多大な影響を与えるおそれがあるため <p>【情報公開条例7条6号に該当】</p>	<p>為替予約付外貨預金の個別具体的な取引内容に関する情報が明らかとなれば、金融機関等の事業運営上の地位等の損失が著しく、その正常な経済活動が阻害されるおそれや、予期せぬ風評や影響を誘発することにより、金融情勢を乱し、都が行う公金管理にも支障をきたすおそれがあるため、情報公開条例7条6号に該当することから、一部非開示とした。</p> <p>審査請求人は審査請求書において、情報公開条例7条6号のイ～へのどの事由に該当するのかが記載されておらず、このような非開示規定の曖昧な適用により請求公文書のほとんどが開示されないのは、許されないと主張しているが、東京都情報公開条例の施行について（通達）において、「当該事務又は事業における公にすることによる支障は、イ～へまでに限定されるものではない。したがって、公にすることにより支障が生ずる場合には、『当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ』がある限り非開示とされる。」と解釈されており、選択する必要はない。</p>
				会計管理局 管理部 公金管理課		<p><公文書の件名></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 減債基金外2基金に係る資金の異動及び定期性預金の設定について 2 社会資本等整備基金外1基金に係る資金の異動及び定期性預金の設定について <p><非開示部分及び非開示理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・為替予約付外貨預金の個別具体的な取引内容に関する情報 ・具体的な取引内容に関する情報が明らかとなれば、金融機関等の事業運営上の地位等の損失が著しく、その正常な経済活動が阻害されるおそれや、予期せぬ風評や影響を誘発することにより、金融情勢を乱し、都が行う公金管理にも支障をきたすおそれ、また、都民の生活に多大な影響を与えるおそれがあるため <p>【情報公開条例7条6号に該当】</p>	<p>為替予約付外貨預金の個別具体的な取引内容に関する情報が明らかとなれば、金融機関等の事業運営上の地位等の損失が著しく、その正常な経済活動が阻害されるおそれや、予期せぬ風評や影響を誘発することにより、金融情勢を乱し、都が行う公金管理にも支障をきたすおそれがあるため、情報公開条例7条6号に該当することから、一部非開示とした。</p> <p>審査請求人は審査請求書において、情報公開条例7条6号のイ～へのどの事由に該当するのかが記載されておらず、このような非開示規定の曖昧な適用により請求公文書のほとんどが開示されないのは、許されないと主張しているが、東京都情報公開条例の施行について（通達）において、「当該事務又は事業における公にすることによる支障は、イ～へまでに限定されるものではない。したがって、公にすることにより支障が生ずる場合には、『当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ』がある限り非開示とされる。」と解釈されており、選択する必要はない。</p>

10	1221	都庁における直近5年間の主任から課長代理への昇任状況等について記載されている全ての公文書（調査報告資料など）	平成30年6月26日	非開示 (不存在)	平成30年10月30日	<p><非開示理由> 都庁における主任から課長代理への昇任状況（昇任者の職歴、主任在職年数等）についての調査報告資料等の公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため。</p>	都庁における主任から課長代理への昇任状況（昇任者の職歴、主任在職年数等）についての調査報告資料等の公文書は、作成及び取得しておらず、存在しない。
				会計管理局 管理部 総務課			
11	1222	会計管理局公金管理課運用管理担当部署における（平成29年度の）業務の適正性の確保を実現するための取り決めに関する全ての公文書（例：職員間における相互チェックに関する取り決めに係る公文書）	平成30年6月27日	非開示 (不存在)	平成30年10月30日	<p><非開示理由> 当該開示請求にかかる公文書は、作成・取得しておらず、存在しないため</p>	当該開示請求にかかる公文書は、作成・取得していないため、現に存在しておらず、開示することができないことから、非開示としたものである。
				会計管理局 管理部 公金管理課			
12	1223	〇〇局内において会議・打ち合わせ等が実施された場合、その場での議論・意見交換等の内容を記録する文書の作成の取り決めについての公文書（例：議事録・面談メモの作成基準を取り決めた公文書）	平成30年6月27日	開示	平成30年10月30日	<p><対象公文書> 重要な事案の意思決定に係る経過資料の作成について</p>	本件開示請求に係る公文書の特定を行ったところ、該当した公文書は「重要な事案の意思決定に係る経過資料の作成について」のみであったことから、本件対象公文書として開示決定（全部開示）を行ったところである。審査請求人のいう「〇〇局において会議・打ち合わせ等が実施された場合、その場での議論・意見交換等の内容を記録する文書の作成の取り決めについての公文書（例：議事録・面談メモの作成基準を取り決めた公文書）」は、これ以外には現に存在しない。
				会計管理局 管理部 総務課			

13	1226	<p>公金管理課基金業務における平成29年度に実施した為替予約付外貨預金の設定取引について、その取引条件の概要が確認できる全ての公文書。</p> <p>なお、平成〇年〇月〇日付で行った類似の開示請求において、公金管理課がほとんどすべて黒塗りで内容を確認できない文書を開示するという〇〇な対応を行ったため、請求内容を若干変更することにより追加で本件の開示請求を行うものである。</p>	平成30年7月12日	一部開示	平成30年11月12日	<p>＜対象公文書＞</p> <p>1 減債基金外2基金に係る資金の異動及び定期性預金の設定について</p> <p>2 社会資本等整備基金外1基金に係る資金の異動及び定期性預金の設定について</p> <p>＜非開示部分及び非開示理由＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・為替予約付外貨預金の個別具体的な取引内容に関する情報 ・具体的な取引内容に関する情報が明らかとなれば、金融機関等の事業運営上の地位等の損失が著しく、その正常な経済活動が阻害されるおそれや、予期せぬ風評や影響を誘発することにより、金融情勢を乱し、都が行う公金管理にも支障をきたすおそれ、また、都民生活に多大な影響を与えるおそれがあるため。 <p>【情報公開条例7条6号に該当】</p>	<p>為替予約付外貨預金の個別具体的な取引内容に関する情報が明らかとなれば、金融機関等の事業運営上の地位等の損失が著しく、その正常な経済活動が阻害されるおそれや、予期せぬ風評や影響を誘発することにより、金融情勢を乱し、都が行う公金管理にも支障をきたすおそれ、また、都民生活に多大な影響を与えるおそれがあるため、情報公開条例7条6号に該当することから、一部非開示とした。</p> <p>審査請求人は審査請求書において、情報公開条例7条6号のイ～へのどの事由に該当するのかが記載されておらず、このような非開示規定の曖昧な適用により請求公文書のほとんどが開示されないのは、許されないと主張しているが、東京都情報公開条例の施行について（通達）において、「当該事務又は事業における公にすることによる支障は、イ～へまでに限定されるものではない。したがって、公にすることにより支障が生ずる場合には、『当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ』がある限り非開示とされる。」と解釈されており、選択する必要はない。</p>
				会計管理局 管理部 公金管理課			
14	1233	<p>「高層階用エレベータにおいてマナーの悪さから発生したトラブル」の事案について、管理職がトラブルの被害者である職員を加害者のように扱って攻め立てることが正当化されるのを説明できる全ての公文書（規程・手引き等）。</p> <p>なお、対象文書が法令等になるときは、具体的に当該法令等の条文番号を特定して開示するよう求めておく。</p>	平成30年8月9日	非開示 (不存在)	平成30年12月7日	<p>＜非開示理由＞</p> <p>請求内容に係る文書は作成及び取得しておらず、存在しないため。</p>	<p>請求人のいう「被害者である職員を加害者のように扱って攻め立てることが正当化されるのを説明できる全ての公文書（規程・手引き等）」は、作成・取得していない。</p>
				会計管理局 管理部 総務課			

15	1234	<p>都庁第二本庁舎4階の職員食堂で発生したトラブル（食べ終わった後もスマホいじりのためだけにずっと座席を占拠している迷惑食堂利用者の当該マナー違反行為を善良な食堂利用者が注意したところ、この迷惑者が逆切れして善良な食堂利用者に対して暴言を吐いたことに端を発したトラブル）において、被害者である善良な食堂利用者を加害者として扱うという都庁を象徴する〇〇な偏向対応を行った総務局警備担当のトラブル対応行為の正当性を説明できる全ての公文書（規程・手引き等）。</p> <p>なお、対象文書が法令等になるときは、具体的に当該法令等の条文番号を特定して開示するよう求めておく。</p>	平成30年8月24日	却下	平成30年12月7日	<p><対象公文書> (1) 東京都庁内管理規則 (2) 東京都巡視勤務規程 (3) 昭和45年7月6日付48総総庶発第706号「東京都庁内管理規則の施行について」</p> <p><却下理由> 請求対象となる対象公文書は、インターネットの利用により閲覧できるため、情報公開条例18条2項に規定する「インターネットによる公表情報等」に該当する公文書であり、開示請求の対象とはならない。</p>	<p>請求対象となる対象公文書は、インターネットの利用により閲覧できるため、情報公開条例18条2項に規定する「インターネットによる公表情報等」に該当する公文書であり、開示請求の対象とはならない。</p>
16	1253	<p>1 〇〇が、職員の高層階用エレベータの利用に係るルール違反行為によって被害（1階から低中層階への移動者が高層階用エレベータを利用することによって、〇〇を含めた本来の利用者である3階等から高層階への移動者が高層階用エレベータに乗れなくなるという被害）を受けているという問題事案に関して、平成〇年〇月〇日に〇〇が〇〇局の〇〇課長と面談した際に、「『低中層階同士の移動は高層階用ではなく低中層階用のエレベータを利用してください』という内容の掲示は、ルールではなく案内だ。」と〇〇が頑なに主張した件について、同掲示がルールではなく案内だということが確認できる全ての公文書（規程・手引き等）。</p> <p>なお、対象文書が法令等になるときは、具体的に当該法令等の条文番号を特定して開示するよう求めておく。</p> <p>2 〇〇が、職員の高層階用エレベータの利用に係るルール違反行為によって被害（1階から低中層階への移動者が高層階用エレベータを利用することによって、〇〇を含めた本来の利用者である3階等から高層階への移動者が高層階用エレベータに乗れなくなるという被害）を受けているという問題事案に関して、平成〇年〇月〇日に〇〇が〇〇局の〇〇課長と面談した際に、「1階から低中層階への移動者も早く移動したいのだから、3階から高層階への移動者が高層階用エレベータに乗りきれなくなっても仕方がない。」というような社会的な倫理観に反する主張を〇〇がした件について、当該主張の正当性を確認できる全ての公文書（規程・手引き等）。</p> <p>なお、対象文書が法令等になるときは、具体的に当該法令等の条文番号を特定して開示するよう求めておく。</p>	平成30年10月15日	非開示 (不存在)	平成31年2月20日	<p><非開示理由> 1 請求に係る公文書については、作成等の事実が確認できないものであり、現に保有していないため、存在しない。 2 請求に係る公文書については、作成及び取得しておらず存在しない。</p>	<p>都庁第一本庁舎の高層階用エレベーターバンクには「このエレベーターは高層階用です。低・中層階へはF緑またはE青のエレベーターをご利用ください。」という内容の掲示を行い、混雑回避のための案内をしている。</p> <p>本掲示は、経緯を記載した公文書の存在が確認できないほど古くから設置されているものであり、同掲示の当初の目的がルールなのか案内なのかを確認できる公文書は現に存在しない。しかし、現在は本掲示の内容は拘束力のあるルールではなく、混雑回避のためのご案内として利用しているため、根拠規定等は作成・取得していない。</p> <p>平成〇年〇月〇日〇時〇分から〇時〇分頃にかけて、〇〇、〇〇局〇〇課長及び〇〇局〇〇部〇〇課長が面談を行った際に、〇〇局〇〇部〇〇課長が発言したと〇〇が主張している「1階から低中層階への移動者も早く移動したいのだから、3階から高層階への移動者が高層階用エレベーターに乗りきれなくなっても仕方がない。」という発言の根拠となる公文書については、現在エレベーターの利用者を拘束するルールは存在しないため、作成及び取得しておらず存在しない。</p> <p>したがって、請求のあった公文書を存在しないとしてなされた本件処分に違法又は不当な点は認められない。</p>

17	1259	<p>平成○年○月○日の○時○分頃に都庁本庁舎3階の渡り廊下を通行中の○○に対して、総務局警備員の○○が無礼かつ傲慢極まりない態度をとったことに端を発したトラブル（○○が「知事が通るから、止まれ。」と極めて偉そうな態度で○○に命令し、この傲慢な物言いに対して○○が激怒し口論になり、この口論の中で○○が「お前に文句を言われる筋合いはない」などと逆切れし、加担した別の警備員が「お前、もう帰れ」と○○をど突いてきたという警備員の対応が問題となったトラブル）に関して、警備員が都庁舎の一通行人である○○に対して無礼極まりない態度で通行停止を強要することの正当性が確認できる全ての公文書（規程・手引き等）</p> <p>なお、対象文書が法令等になるときは、具体的に当該法令等の条文番号を特定して開示するよう求めておく。</p>	平成30年11月16日	<p>非開示（存否応答拒否）</p> <p>総務局 総務部 総務課</p>	平成31年3月20日	<p><非開示理由> 当該公文書の存否を明らかにすることは、非開示情報にあたる特定個人に関わる事実の有無等を開示することになるものであり、このことは個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものと認められる【情報公開条例7条2号に該当】。このため、情報公開条例10条の規定により、当該公文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否する。</p>	<p>当該公文書の存否を明らかにすることは、非開示情報にあたる特定個人に関わる事実の有無等を開示することになるものであり、このことは個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものと認められる（情報公開条例7条2号に該当）。このため、情報公開条例10条の規定により、当該公文書の存否を明らかにせず、開示請求を拒否する。</p>
----	------	--	-------------	---	------------	--	--